

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術機関の住所の変更の届出 (")	1
○保安林の解除予定の通知 (2件) (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (")	1
○道路の区域変更 (道路課)	6
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	6
○都市計画区域のうち用途地域のない区域における建築物に係る制限の指定 (")	6
◎県立高等学校の授業料の納入通知書の様式の定め及び告示の廃止 (会計管理課)	6
公告	
○換地計画の適否決定 (四万十市) (2件) (農業基盤課)	8
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	8
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	9
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	9

告 示

高知県告示第110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成23年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
わかば薬局 香南市野市町西野平2345-3 平23・1・11

高知県告示第111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
わかば薬局 香南市野市町西野平2345-3 平23・1・10

高知県告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成23年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

区分	施術者氏名	施術者住所	変更年月日
変更前	武田 新作	四万十市渡川二丁目7-8	平成23年2月1日
変更後		四万十市具同445の2	

高知県告示第113号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
香美市土佐山田町角茂谷字藤林4489の2・4489の9・4489の10（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第114号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐郡土佐町芥川字ビヤガダニ153の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第115号

平成23年2月高知県告示第59号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を土佐清水市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
幡多郡伊豆田村布2038番地
イ 氏名
浜田 寿次郎
 - 登記簿記載の住所
幡多郡伊豆田村布132番屋敷
イ 氏名
筒井 亀太郎
 - 登記簿記載の住所
土佐清水市津呂
イ 氏名
小林 音次郎
 - 登記簿記載の住所
土佐清水市津呂
イ 氏名

(5)ア	岡崎 貞次 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	(16)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市津呂		土佐清水市津呂
イ	氏名	イ	氏名		イ 氏名
(6)ア	岡崎 留吉 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	(17)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市津呂		(28)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂
イ	氏名	イ	氏名		イ 氏名
(7)ア	佐竹 庄次郎 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	(18)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市津呂		(29)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂
イ	氏名	イ	氏名		イ 氏名
(8)ア	佐竹 百太郎 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	(19)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市津呂		(30)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂
イ	氏名	イ	氏名		イ 氏名
(9)ア	佐竹 仁太郎 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	(20)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市津呂		(31)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂
イ	氏名	イ	氏名		イ 氏名
(10)ア	川田 伊太郎 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	(21)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市津呂		(32)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂
イ	氏名	イ	氏名		イ 氏名
(11)ア	松本 繁太郎 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	(22)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市津呂		(33)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂
イ	氏名	イ	氏名		イ 氏名
(12)ア	山本 林太郎 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	(23)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市津呂		(34)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂
イ	氏名	イ	氏名		イ 氏名
(13)ア	山本 芳太郎 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	(24)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市津呂		(35)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂
イ	氏名	イ	氏名		イ 氏名
(14)ア	山本 拾太郎 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	(25)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市津呂		(36)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂
イ	氏名	イ	氏名		イ 氏名
(15)ア	松本 貞太郎 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	(26)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市津呂		(37)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂
イ	氏名	イ	氏名		イ 氏名
	山本 伊蔵	(27)ア	登記簿記載の住所		(38)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂

イ 氏名 沖本 清太郎 (39)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	(50)ア 三浦 和之助 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川149番屋敷	(61)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川84番屋敷
イ 氏名 沖本 米之助 (40)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	イ 氏名 津田 猪之吉 (51)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川144番屋敷	イ 氏名 岡林 瀬之助 (62)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川85番屋敷
イ 氏名 林 鶴吉 (41)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	イ 氏名 岩井 鶴太郎 (52)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1290番地	イ 氏名 岡林 丑松 (63)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川86番屋敷
イ 氏名 浜田 福三郎 (42)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	イ 氏名 岡林 金三郎 (53)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川69番屋敷	イ 氏名 岡林 直太郎 (64)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川88番屋敷
イ 氏名 浜田 拾太郎 (43)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市津呂	イ 氏名 岡林 春次 (54)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川70番屋敷	イ 氏名 岡林 友次郎 (65)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川90番屋敷
イ 氏名 佐竹 常太郎 (44)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三崎町三崎1119番地	イ 氏名 溝渕 安二郎 (55)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川71番屋敷	イ 氏名 三浦 常平 (66)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川91番地
イ 氏名 倉持 豊吉 (45)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市三崎3600番地イ	イ 氏名 岡林 庄太郎 (56)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川72番屋敷	イ 氏名 岡林 熊太郎 (67)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川92番地
イ 氏名 国沢 覚悟 (46)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川1177番地	イ 氏名 那須 理太郎 (57)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川76番屋敷	イ 氏名 三浦 綱次郎 (68)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川92番屋敷下1番
イ 氏名 溝渕 薫記 (47)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1513番地	イ 氏名 小泉 梅次 (58)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川77番屋敷	イ 氏名 三浦 貞吉 (69)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川93番屋敷
イ 氏名 中川 良久 (48)ア 登記簿記載の住所 高知市西塚ノ原54番地3	イ 氏名 小泉 松三郎 (59)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川81番屋敷	イ 氏名 岡林 亀次郎 (70)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川94番屋敷下1番
イ 氏名 津田 真一郎 (49)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1242番地	イ 氏名 岡林 数太郎 (60)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川82番屋敷	イ 氏名 手嶋 与三郎 (71)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川99番屋敷
イ 氏名	イ 氏名 溝渕 広之助	イ 氏名 三浦 富太郎 (72)ア 登記簿記載の住所

	土佐清水市貝ノ川98番屋敷	イ 氏名	岩井 才次郎
	イ 氏名	井上 三千代	(95)ア 登記簿記載の住所
(73)ア	岡 弘太郎	登記簿記載の住所	土佐清水市貝ノ川133番屋敷
	土佐清水市貝ノ川99番屋敷	イ 氏名	岡林 順太郎
	イ 氏名	田辺 直太郎	(96)ア 登記簿記載の住所
(74)ア	津田 繁太郎	登記簿記載の住所	土佐清水市貝ノ川135番屋敷
	土佐清水市貝ノ川100番屋敷	イ 氏名	岩井 兼松
	イ 氏名	岡林 繁太郎	(97)ア 登記簿記載の住所
(75)ア	津田 実太郎	登記簿記載の住所	土佐清水市貝ノ川138番屋敷
	土佐清水市貝ノ川101番屋敷	イ 氏名	篠原 米吉
	イ 氏名	中平 鉄太郎	(98)ア 登記簿記載の住所
(76)ア	岡林 広次	登記簿記載の住所	土佐清水市貝ノ川144番屋敷
	土佐清水市貝ノ川102番屋敷	イ 氏名	岩井 亀三郎
	イ 氏名	中平 佐太郎	(99)ア 登記簿記載の住所
(77)ア	岡林 伊之助	登記簿記載の住所	土佐清水市貝ノ川146番屋敷
	土佐清水市貝ノ川103番屋敷	イ 氏名	溝渕 房太郎
	イ 氏名	溝渕 金太郎	(100)ア 登記簿記載の住所
(78)ア	三浦 弥太郎	登記簿記載の住所	土佐清水市貝ノ川
	土佐清水市貝ノ川106番屋敷	イ 氏名	溝渕 信太郎
	イ 氏名	溝渕 徳太郎	(101)ア 登記簿記載の住所
(79)ア	岡林 道之助	登記簿記載の住所	土佐清水市貝ノ川148番屋敷
	土佐清水市貝ノ川107番屋敷	イ 氏名	溝渕 喜代松
	イ 氏名	吉田 磯吉	(102)ア 登記簿記載の住所
(80)ア	浜田 十太郎	登記簿記載の住所	土佐清水市貝ノ川149番屋敷
	土佐清水市貝ノ川108番屋敷	イ 氏名	津田 亀松
	イ 氏名	岡林 理太郎	(103)ア 登記簿記載の住所
(81)ア	那須 伊与	登記簿記載の住所	土佐清水市貝ノ川154番屋敷
	土佐清水市貝ノ川109番屋敷	イ 氏名	小松 市太郎
	イ 氏名	岩井 大二郎	(104)ア 登記簿記載の住所
(82)ア	津田 鹿之助	登記簿記載の住所	土佐清水市貝ノ川155番屋敷
	土佐清水市貝ノ川111番屋敷	イ 氏名	溝渕 儀之助
	イ 氏名	篠原 初次	(105)ア 登記簿記載の住所
(83)ア	岡林 収次	登記簿記載の住所	土佐清水市貝ノ川156番屋敷
	土佐清水市貝ノ川112番屋敷	イ 氏名	那須 春太郎
		イ 氏名	
		(84)ア 登記簿記載の住所	
		土佐清水市貝ノ川	
		イ 氏名	
		田辺 直太郎	
		(85)ア 登記簿記載の住所	
		土佐清水市貝ノ川119番屋敷	
		イ 氏名	
		岡林 繁太郎	
		(86)ア 登記簿記載の住所	
		土佐清水市貝ノ川121番屋敷	
		イ 氏名	
		中平 鉄太郎	
		(87)ア 登記簿記載の住所	
		土佐清水市貝ノ川122番屋敷	
		イ 氏名	
		中平 佐太郎	
		(88)ア 登記簿記載の住所	
		土佐清水市貝ノ川123番屋敷	
		イ 氏名	
		溝渕 金太郎	
		(89)ア 登記簿記載の住所	
		土佐清水市貝ノ川124番屋敷	
		イ 氏名	
		溝渕 徳太郎	
		(90)ア 登記簿記載の住所	
		土佐清水市貝ノ川136番屋敷	
		イ 氏名	
		吉田 磯吉	
		(91)ア 登記簿記載の住所	
		土佐清水市貝ノ川127番屋敷	
		イ 氏名	
		岡林 理太郎	
		(92)ア 登記簿記載の住所	
		土佐清水市貝ノ川129番屋敷下1番	
		イ 氏名	
		岩井 大二郎	
		(93)ア 登記簿記載の住所	
		土佐清水市貝ノ川130番屋敷	
		イ 氏名	
		篠原 初次	
		(94)ア 登記簿記載の住所	
		土佐清水市貝ノ川132番屋敷	
		イ 氏名	

(106)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1129番地 イ 氏名 岡林 金馬	土佐清水市貝ノ川1192番地 イ 氏名 岡林 克次	イ 氏名 奥宮 小三郎
(107)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1130番地 イ 氏名 岡林 弘太郎	(118)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1194番地 イ 氏名 岡林 亀馬	(129)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1268番地 イ 氏名 浜田 喜三郎
(108)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 岡林 齊次郎	(119)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1199番地 イ 氏名 浜田 伊太郎	(130)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1270番地 イ 氏名 岩井 政太郎
(109)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1131番地 イ 氏名 手嶋 守恵	(120)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1221番地 イ 氏名 三浦 忠次郎	(131)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1271番地 イ 氏名 小泉 彦三郎
(110)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1137番地イ号地 イ 氏名 岡林 悦太郎	(121)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1222番地 イ 氏名 山中 浅太郎	(132)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1280番地 イ 氏名 岡林 銈太郎
(111)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1140番地 イ 氏名 三浦 千太郎	(122)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1223番地イ号地 イ 氏名 三升宮	(133)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1280番地1号地 イ 氏名 岡林 為吾
(112)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1172番地 イ 氏名 溝渕 薫記	(123)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1224番地 イ 氏名 川崎 貞太郎	(134)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1284番地 イ 氏名 岡林 重寿
(113)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1178番地 イ 氏名 岡林 庄吉	(124)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1230番地 イ 氏名 津田 亀三郎	(135)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1289番地 イ 氏名 岡林 直伊
(114)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1181番地 イ 氏名 溝渕 保二郎	(125)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1232番地 イ 氏名 岡林 新之助	(136)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1391番地 イ 氏名 岩井 千代吉
(115)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1183番地 イ 氏名 東 亀太郎	(126)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1235番地 イ 氏名 溝渕 仲次	(137)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1392番地 イ 氏名 岩井 馬吉
(116)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1184番地ロ イ 氏名 片岡 芳馬	(127)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1235番地 イ 氏名 金枝 儀三郎	(138)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1292番地 イ 氏名 岡林 佐之助
(117)ア 登記簿記載の住所	(128)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1243番地	(139)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1292番地 イ 氏名

(140)ア	岩井 丑太郎 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1299番地
イ	氏名 溝淵 藤太郎
(141)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1301番地
イ	氏名 岩井 実太郎
(142)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1310番地
イ	氏名 壬生 周太郎
(143)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1311番地
イ	氏名 那須 林太郎
(144)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川130番屋敷
イ	氏名 篠原 小三郎
(145)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川80番屋敷
イ	氏名 中平 卯三郎
(146)ア	登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1172番地
イ	氏名 三浦 丑吾
(147)ア	登記簿記載の住所 名古屋市中区栄一丁目2番58号
イ	氏名 名和商事株式会社
(148)ア	登記簿記載の住所 幡多郡三崎町三崎1054番地
イ	氏名 真島 佐助
(149)ア	登記簿記載の住所 神奈川県横須賀市日の出町一丁目12番地 ハイシ ティ横須賀中央B-303号
イ	氏名 新谷 忠
2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨	
(1)ア	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）

イ	保安林として指定された目的 風害の防備					
ウ	変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について					
(2)ア	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）					
イ	保安林として指定された目的 潮害の防備					
ウ	変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について					
(3)ア	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）					
イ	保安林として指定された目的 魚つき					
ウ	変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について					
(4)ア	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）					
イ	保安林として指定された目的 公衆の保健					
ウ	変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について					
(5)ア	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）					
イ	保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存					
ウ	変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について					
高知県告示第116号						
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。						
その関係図面は、平成23年3月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。						
平成23年3月4日 高知県知事 尾崎 正直						
1	道路の種類 県道					
2	路線名 足摺岬公園					
3	道路の区域					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">区</td> <td style="width: 25%;">間</td> <td style="width: 25%;">変更前</td> <td style="width: 25%;">敷地の幅員</td> <td style="width: 25%;">延長</td> </tr> </table>		区	間	変更前	敷地の幅員	延長
区	間	変更前	敷地の幅員	延長		

	後の別	(メートル)	(メートル)
土佐清水市大浜宇東 駄馬367番13から 土佐清水市大浜宇東 駄馬367番1まで	前	14.1 }	256
	後	17.3 }	256
土佐清水市足摺岬字 シヤクシ山1308番9 から 土佐清水市足摺岬字 糖塚107番まで	前	3.5 }	180
	後	16.2 }	180
		38.0	

高知県告示第117号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。
平成23年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

土佐市鷹ノ巢字片地1070番4地先から字竹ノ下931番4地先に至る延長515メートルの道

高知県告示第118号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3（に）欄の5の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さについて、次のとおり制限を定める区域及び数値を指定し、平成23年3月4日から施行する。

平成23年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定する区域
宿毛都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域
- 区域の区分及び制限の数値
高知県土木部建築指導課及び宿毛市役所に備え置いて一般の縦覧に供する図書による。

高知県告示第119号

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第39条第1項の規定により、高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第3条第1項並びに同条第2項並びに第3条の2第1項及び第3項の規定による県立高等学校に係る授業料の納入通知書の様式を次のとおり定め、平成23年4月1日から施行し、平成

4年4月高知県告示第205号（県立高等学校の授業料の納入通知書の様式）及び平成22年6月高知県告示第418号（告示（県立高等学校の授業料の納入通知書の様式）の一部改正）は、平成23年3月31日限り廃止する。

平成23年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

年度

No. _____

高知県立高等学校授業料納入通知書

高知県立 高等学校
第 学年 ホーム 氏名 様

金額						円
----	--	--	--	--	--	---

ただし、年度高知県立高等学校授業料（月額 円）

記

上記の金額を毎月25日（4月分（第1学年の者に限る。）は5月25日、2月分は2月10日、3月分は3月10日（最終学年の者にあつては、2月10日））までに、別紙納付書により高知県指定金融機関、高知県指定代理金融機関又は高知県収納代理金融機関に納付してください。

年 月 日

高知県立 高等学校長



現金収納の日
高知県 財務 現金領収証番号
高知県立高等学校授業料 領収済通知書

注意 { この用紙は、直接機械読み取りをしますので、折り返し、折り曲げたりしないでください。裏のボールペーンで記入してください。 }

様式

住所 様
納入者 氏名

収納種別 執行機関

決議年度 生徒番号 学区区分 会計
略科目 学年 月 節内訳

金額 円
ここは、何も記入しないでください。

納付目的	納期限	年月日
発行機関	発行日	年月日
口座番号1-9600-14	加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行 行県庁支店
総括店領収印	経由機関領収印	受付機関領収印

現金収納の日
高知県 財務 現金領収証番号
高知県立高等学校授業料 納付書（受付・私込票）

住所 様
納入者 氏名

収納種別 執行機関

決議年度 生徒番号 学区区分 会計
略科目 学年 月 節内訳

金額 円
ここは、何も記入しないでください。

納付目的	納期限	年月日
発行機関	発行日	年月日
口座番号1-9600-14	加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行 行県庁支店
総括店領収印	経由機関領収印	受付機関領収印

現金収納の日
高知県 財務 現金領収証番号
高知県立高等学校授業料 納付書兼領収書

住所 様
納入者 氏名

収納種別 執行機関

決議年度 生徒番号 学区区分 会計
略科目 学年 月 節内訳

金額 円
ここは、何も記入しないでください。

納付目的	納期限	年月日
発行機関	発行日	年月日
総括店領収印	経由機関領収印	受付機関領収印

歳入徴収者
上記の金額を領収しました。

（第1号の裏面）

次の金融機関等に納付してください。

- 1 四国銀行の県内の本支店出張所
- 2 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、四国労働金庫、愛媛銀行及び百十四銀行の県内の本支店出張所
- 3 高知県信用農業協同組合連合会及び県内の各農業協同組合の本支店出張所

（送付先：四国銀行事務総括部集センター）

（送付先：四国銀行事務総括部集センター）

（送付先：四国銀行事務総括部集センター）

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十市の行う西土佐中央地区（津賀換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成23年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十市の行う西土佐中央地区（橋換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成23年3月4日

公 告

高知県公安委員会委員長 竹内 克之
高知県公安委員会規則第2号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第102条第3項」を「第102条第6項」に改める。

第17条の2第3項中「以下この項」を「第2号」に改め、同項第1号中「第90条第7項、法第103条第6項又は法」を「第90条第9項、第103条第7項又は」に改め、同条第4項中「第5条第5項に定める」を「第5条第5号の」に、「講習（）」を「運転適性指導についての技能及び知識に関する講習（）」に改める。

別表第2 四国横断自動車道の項中

「
長岡郡大豊町立川（愛媛県境）から須崎市吾井郷まで
」

を

「
長岡郡大豊町立川（愛媛県境）から須崎市吾井郷まで

須崎市下分字中島甲2848番から高岡郡中土佐町久礼字薬王寺2592番1まで
」

に改め、同表国道55号の項中

「
安芸郡東洋町甲浦609番9（徳島県境）から高知市介良字野神7140番1まで
」

を

「
安芸郡東洋町甲浦609番9（徳島県境）から高知市介良字野神7140番1まで

安芸郡芸西村西分字浅津甲2179番1から香南市夜須町出口字上中代251番1まで（高知東部自動車道）
」

に改める。

別記様式第14号中「第102条第3項」を「第102条第6項」に改める。

附 則

この規則中別表第2 四国横断自動車道の項の改正規定は平成23

年3月5日から、同表国道55号の項の改正規定は同月26日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月4日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第1号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の5第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第8条の2第1項第1号中「正規の勤務時間」を「正規の勤務時間（職員の勤務時間条例第8条第1項、公立学校職員の勤務時間条例第8条第1項及び警察職員の勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月4日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第2号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の74以上100分の125以下」を「100分の76.5以上100分の130以下」に、「100分の99以上100分の165以下」を「100分の101.5以上100分の170以下」に改め、同項第2号中「100分の67.5以上100分の74未満」を「100分の70以上100分の76.5未満」に、「100分の90以上100分の99未満」を「100分の92.5以上100分の101.5未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の61」を「100分の63.5」に、「100分の81」を「100分の83.5」に改める。

第13条の2第1項中「100分の30」を「100分の32.5」に、「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。